　教私第２５２２号

平成３０年９月１２日

各学校法人理事長　様

各私立高・中等教育学校長　様

大阪府教育庁私学課長

平成３０年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金事業計画書

（障がいのある生徒の高校生活支援事業）の提出について（依頼）

標記補助金の交付を受けようとする学校法人は、障がいのある生徒の高校生活支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び別添作成要領に基づき事業計画書を作成し、関係資料を添えて提出してください。

なお、事業計画書の提出後、事業の中止又は補助金額・内容の変更等が生じる場合は、速やかに下記担当あて報告してください。

記

１　対象事業　　障がいのある生徒の高校生活支援事業

　　及び期間　　 ※ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの経費が対象

２　提出書類　　・事業計画書（様式第１号）

各１部

　　　　　　　　・所要経費（様式第２号）

　　　　　　　　・関係資料等（Ａ４版で作成すること。）

様式は、「大阪府ホームページ（申請書様式等）」に掲載しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

３　提出方法　　原本の郵送及び電子メールにて下記担当者へ提出してください。

（メールアドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）

※メールを送信する際の件名とファイル名は、「（学校法人名）障がいのある生徒」としてください。なお、ファイル形式はExcelデータにて提出願います。

４　提出期限　　平成３０年９月２８日（金）必着

５　今後の予定　　交付内定　　　　　平成３０年１０月下旬

交付申請提出　　　平成３１年３月上旬

交付決定　　　　　平成３１年３月下旬

額の確定　　　　　平成３１年５月下旬

補助金交付　　　　平成３１年５月３１日

６　留意事項

1. 事業計画書の補助金額は、各項目で千円未満を切り捨てた額を記入してください。
2. 学校ごとに所要経費（様式第２号）を作成し、法人で取りまとめて事業計画書（様式第１号）を提出してください。
3. 各学校からの事業計画額の合計が予算額を超える場合は、予算額の範囲内となるよう補助金額を圧縮することがあります。
4. 当事業にかかる教職員人件費については、経常費補助金の対象外とします。
5. 補助事業の実施等にあたっては、大阪府補助金交付規則、大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱及び実施要領の条件を遵守してください。

|  |
| --- |
| [本件連絡先]  大阪府教育庁　私学課  小中高振興グループ　尾﨑  　電話　06-6941-0351（内線4852）  　FAX　 06-6210-9276 |